

【参考資料集】

○びまん性胸膜肥厚に関する参考資料

1. 労災保険法に基づく肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の保険給付の請求・決定状況等 ······ 1

2. 石綿による疾病の認定基準について
(平成18年厚生労働省労働基準局長通知) ······ 3

3. 石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書(抄)
(平成15年石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会) ······ 11

4. 石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方報告書(抄)
(平成18年石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会) ······ 17

5. 石綿による疾病に係る臨床・病理・疫学等に関する調査研究報告書(抄)
(平成19年度厚生労働省委託研究) ······ 25

○その他

6. 石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について
(平成18年中央環境審議会答申) ······ 36

7. 「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」報告書(平成21年) ······ 44

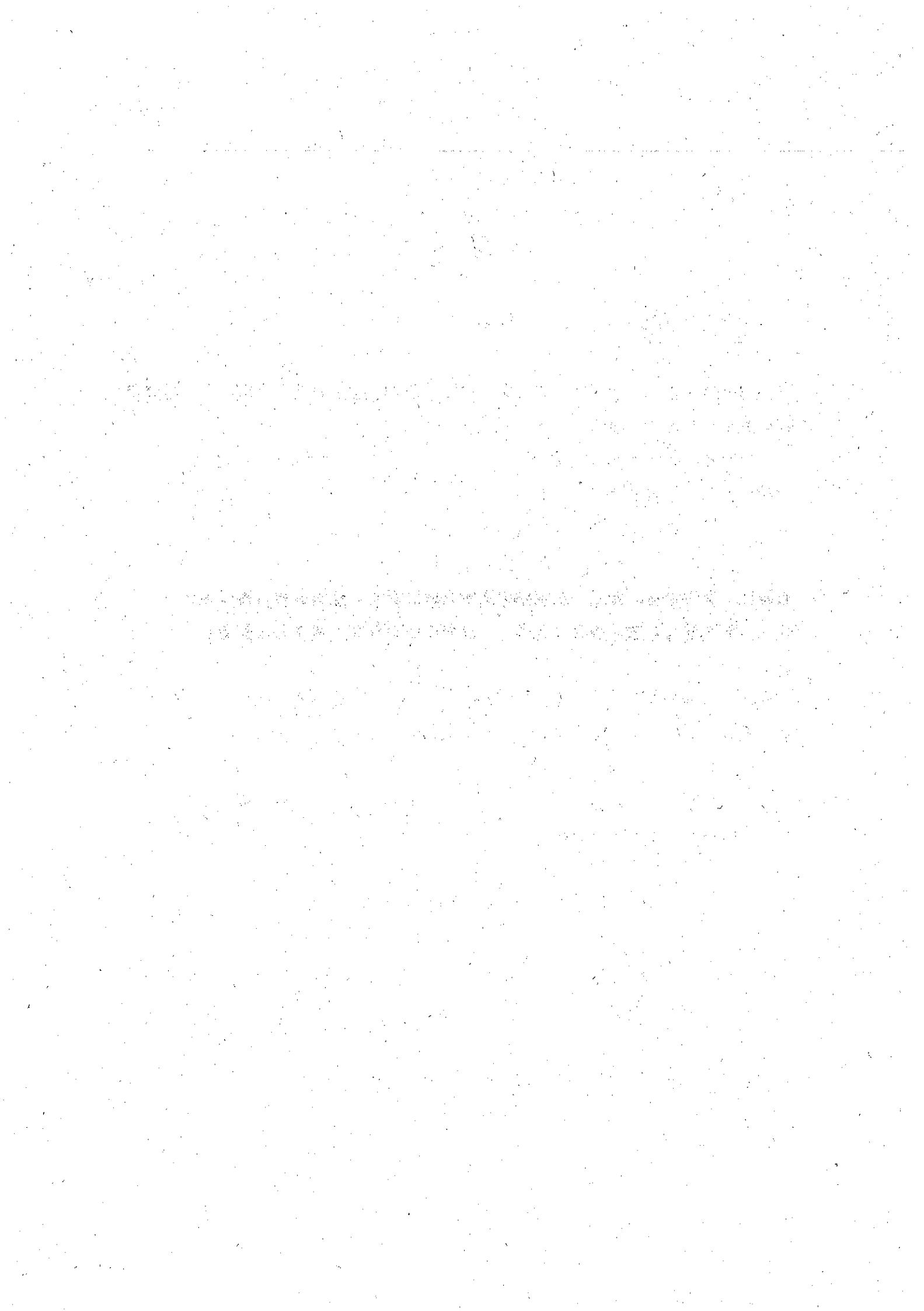


表1 労災保険法に基づく肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の
保険給付の請求・決定状況

(件)

区分	年 度					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
肺がん	請求件数	61	701	877	591	643
	決定件数	61	277	1055	623	612
	うち支給決定件数	58	213	783	502	503
中皮腫	請求件数	149	1082	831	537	627
	決定件数	131	556	1140	560	607
	うち支給決定件数	128	502	1001	500	559
良性石綿胸水	請求件数	2	20	20	25	25
	決定件数	2	4	27	27	30
	うち支給決定件数	2	2	26	24	29
びまん性胸膜肥厚	請求件数	3	21	55	43	31
	決定件数	1	6	62	47	38
	うち支給決定件数	1	4	45	37	23
計	請求件数	215	1824	1783	1196	1326
	決定件数	195	843	2284	1257	1287
	うち支給決定件数	189	721	1855	1063	1114

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 特別遺族給付金は含まない。

表3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求・決定状況

(件)

区分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度
		決定件数			
肺がん	決定件数	564	84	103	
	うち支給決定件数	272	49	65	
中皮腫	決定件数	633	54	52	
	うち支給決定件数	570	46	47	
石綿肺	決定件数	47	4	8	
	うち支給決定件数	44	4	8	
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	0	1	
	うち支給決定件数	0	0	1	
計	請求件数	1454	113	256	
	決定件数	1244 (124)	142 (17)	164 (32)	
	うち支給決定件数	886	99	121	

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。()は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

注2 平成18年度については、平成18年3月27日から平成19年3月末日までの件数。

注3 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数は不明である。

基発第0209001号
平成18年2月9日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿による疾病の認定基準について

標記については、平成15年9月19日付け基発第0919001号（以下「15年通達」という。）により指示してきたところであるが、今般、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の検討結果を踏まえ、下記のとおり認定基準を改正したので、今後の取扱いに遗漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、15年通達は廃止する。

記

第1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 中皮腫
- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、次に掲げる作業をいう。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
- ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- (11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

第2 石綿による疾病の取扱い

1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露作業（前記第1の2の(1)から(11)までに掲げる作業をいう。以下同じ。）に従事しているか又は従事したことのある労働者（以下「石綿ばく露労働者」という。）に発生した疾病であって、じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別

表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2 肺がん

(1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の(イ)に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿纖維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5μm超。2μm超の場合は500万本以上)の石綿纖維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺内に石綿小体又は石綿纖維が認められること。

(2) 石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たない事案であっても、上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られているものについては、本省に協議すること。

3 中皮腫

(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(2) 上記(1)に該当しない中皮腫の事案については、本省に協議すること。

4 良性石綿胸水

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

5 びまん性胸膜肥厚

(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴うこと。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

(2) 上記(1)のアの要件に該当するものであって、かつ、イの要件に該当しないびまん性胸膜肥厚の事案については、本省に協議すること。

第3 認定に当たっての留意事項

1 中皮腫について

中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけではなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要である。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となる。

このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等を収集し、確定診断がなされているか確認すること。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を確認すること。

2 びまん性胸膜肥厚について

ア びまん性胸膜肥厚は石綿ばく露に起因するものの他、関節リウマチ等の膠原病に合併したもの、薬剤によるもの、感染によるもの等石綿ばく露と無関係なものもある。

このため、びまん性胸膜肥厚の業務上外の判断に当たっては、その診断根拠となった臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等の資料を収集し、石綿によるとの診断が適正になされていることを確認すること。

イ びまん性胸膜肥厚が業務上疾病として療養の対象となる要件として、上記第2の5の(1)のアで「著しい肺機能障害を伴うこと」としたが、これは、じん肺法第4条でいう「著しい肺機能障害」と同様であること。

石綿による疾病の認定基準

中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にはばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。

請求期限がありますので、お心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、ご担当の医師は、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談を勧めて下さいようお願いいたします。

石綿による疾病の認定基準

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

石綿肺

肺がん

中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げています。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ①石綿製品の製造工程における作業
- ②耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹付け作業
- ③断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業
(耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。)
- ⑤建築物の補修又は解体作業
- ⑥石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

3 石綿による疾病の取扱い

(1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分(管理1~4)の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

① 石綿肺(注)

(注) 石綿によるじん肺症。

(注) 「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症(注)

(注) 「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 繰発性気管支炎、エ. 繰発性気管支拡張症、オ. 繰発性気胸」をいいます。

業務上の疾病

(2) 肺がん

肺がんについては「原発性肺がん」(転移性のがんではないという意味です。)であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)

+

石綿ばく露作業
10年以上

③ 石綿小体又は石綿纖維

(注)

+

石綿ばく露作業
10年以上

(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5μm超。2μm超の場合は500万本以上)の石綿纖維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業の従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

業務上の疾病

(3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫(胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜)」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や、石綿ばく露作業従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 第1型以上の石綿肺

② 石綿ばく露作業1年以上

業務上の疾病

※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

(4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等)で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度(必要な療養の範囲)もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

(5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりが一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業の従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

<肥厚の厚さ>

最も厚いところが5mm以上

① <広がり>

側胸壁の1/2以上(片側にのみ肥厚がある場合)

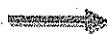
側胸壁の1/4以上(両側に肥厚がある場合)

+

② 著しい肺機能障害

+

③ 石綿ばく露作業3年以上



業務
上の
疾
病

石綿による疾病の認定事例

認定基準の要件を満たさない場合であっても、以下のように総合的に判断して業務上と認定している場合もありますので、都道府県労働局又は労働基準監督署にお早めにご相談下さい。

事例1

石綿ばく露作業歴1年未満の中皮腫事例

<事案概要>

被災労働者は、昭和32年12月から33年10月までの10か月間、造船所内で船の修理及び配管作業に従事し、その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成17年に、中皮腫と診断された。

<本件に係る業務上外の判断>

- ① 本件疾病は、病理組織検査の結果、「肉腫型中皮腫」と診断された。
- ② 石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの当該事業場における昭和30年代の船の修理等の作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であったと認められ、直接石綿を取り扱う作業に従事したことにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められるから、本件の中皮腫を業務上の疾病と認定。